

「sactto!リモートワイプサービス」利用規約

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

1. 本規約は、エス・アンド・アイ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「sactto!リモートワイプサービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されます。
2. 本サービスを使用する企業および利用者（以下、「会員」といいます。）には、本規約および購入契約が適用されます。当社の他のサービスに関して適用される規約、約款等は、本規約に特別の定めがない限り適用されません。
3. 本規約とリセラー独自の SaaS サービス規約等との内容に齟齬が生じた場合、本規約の内容が優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより、本規約を変更できるものとします。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は、変更後の規約によります。

第2条 (用語の定義)

本規約において、次の用語は、次の各項に定める意味で用いるものとします。

1. 「本サービス」は、会員が事前に登録した対象端末を遠隔操作で出荷時状態に初期化するサービス（「遠隔データ消去サービス」と、当該対象端末にかかる携帯電話回線を停止するサービス（「回線停止サービス」）により構成されます。
2. 「利用契約」とは、本規約に基づく契約をいいます。
3. 「リセラー」とは、会員に対して本サービスの販売を行なう第三者をいいます。
4. 「購入契約」とは、リセラーと会員間で締結される本サービスに関する購入契約をいいます。
5. 「管理者用サイト」とは、会員の管理者用の本サービス Web サイトをいいます。
6. 「対象端末」とは、「遠隔データ消去サービス」および「回線停止サービス」の対象となる端末機器をいいます。なお、対象端末として本サービスを利用可能な機種は当社が本サービスの対象端末機器として別途指定する機器に限定されます。
7. 「企業専用番号オプションサービス」とは、企業ごとに遠隔データ消去サービス専用番号を発行し、個人 ID とパスワード入力のみでデータ消去を可能とするオプションを指します。

第2章 利用

第3条（サービスの利用条件等）

1. 当社は本サービスの提供にあたり、契約者固有 ID、通信機器固有 ID（通信機器本体等に関する情報（本体シリアル番号等））の送出手続きが必要な場合に、取得の同意が得られない場合は、本サービスの利用を制限する場合または提供を見合わせる場合がございます。
2. 本サービスにおける動作条件などの利用上の詳細条件については、当社は別途当社が定める方法により会員に対して提示するものとします。

第4条（契約者固有 ID、通信機器固有 ID の情報の利用）

当社は、本サービスを提供するにあたって、会員の契約者固有 ID、通信機器固有 ID（通信機器本体等に関する情報（本体シリアル番号等））の情報を取得することがあります。当社は、当社が取得するこれらの情報について、本規約に従い、取り扱います。

第5条（取得する情報の利用目的）

当社は、前条の規定に基づいて取得する情報について、以下に定める目的に従って利用いたします。

なお、前条の規定に基づいて取得した情報を、本条に定める目的以外の目的で利用する場合には、その都度、その利用目的を明らかにした上で、会員から事前の同意をいただきます。

- (1) 本サービスを利用する会員の端末と当社サーバーの通信同期を認証するため
- (2) 遠隔リモートワイプを実行する際に、会員の端末を認証するため
- (3) 紛争および訴訟等の対応のため
- (4) その他、当社サービスの提供に必要な業務のため

第6条（申込等）

1. 本サービスの利用を希望される方（以下「利用希望者」とします）は、当社所定の 利用申込書に必要事項を記載の上、リセラーにこれを提出するものとします。
2. 当社は、利用希望者から利用申込書を受領後、速やかに、利用希望者に直接又はリセラーを通じて承諾の通知を行なうものとし、かかる承諾の通知を発信した時点をもって、利用希望者と当社の間には本サービスに関する利用契約が成立するものとします。購入契約は、会員とリセラーの責任において締結されるものとし、当社は会員とリセラー間の購入契約に関して何ら責任を負いません。但し、以下のいずれかに該当する場合、当社は、利用希望者の利用申込を拒絶することができるものとします。
 - (1) 利用申込書に虚偽記載がある場合
 - (2) 過去に当社サービスに関する契約・利用規約に違反した事実がある場合
 - (3) 本利用規約に違反するおそれがある場合

(4) 利用希望者又はその関係者が反社会的勢力に属しているおそれがあると当社が判断した場合

(5) その他当社が不相当と判断した場合

3. 利用者において、利用申込書記載事項に変更が生じた場合、利用者は直ちにこれを当社に届け出るものとします。

第7条（ID等の発行）

当社は、会員に対し、管理者用サイトの URL、ログイン ID・パスワード、その他本サービスを利用するために必要な情報（以下、総称して「ID等」といいます。）を、当社が別途定める方法にて通知（電子的方法によるものを含みます）するものとします。

第8条（対象端末の登録、設定等）

1. 会員は、第7条（ID等の発行）により ID等が発行された後、自己の責任において、本サービスを利用する対象端末の情報、その他本サービスを利用するために必要な情報として当社が別途指定するすべての情報を、管理者用サイトにて登録するものとします。
2. 会員は、前項により登録した対象端末において、自己の責任において、当社が別途指定する方法により本サービスを利用可能とするための初期設定を行い、本サービスの利用期間中当該設定を維持するものとします。
3. 会員は、本サービスを利用可能な端末機器として当社が別途指定する機種以外の端末機器を、対象端末として登録しないものとします。
4. 第1項に定める登録情報もしくは第2項に定める対象端末上の設定のいずれかに不備がある場合、または第3項に違反する端末機器を登録した場合は、本サービスの利用ができません。この場合、本サービスの利用ができないこと、またこれにより生じた不具合および損害について当社は一切の責任を負いません。

第9条（契約期間）

会員は、本サービスの契約期間につき1ヶ月単位と1年単位のいずれかを選択することができます。ただし、リセラーがいずれかの契約期間を指定する場合があります、この場合会員は、契約期間を選択することができません。

(1) 1ヶ月単位の場合

第6条（申込等）第2項に基づく利用契約成立後の初回の契約期間は、当該利用契約成立日から起算して翌月末日までとします。以後、1ヶ月毎に自動更新となります。

(2) 1年単位の場合

第6条（申込等）第2項に基づく利用契約成立後の初回の契約期間は、当該利用契約成立日

から開始し、当該利用契約成立日の翌月1日から起算して1年後までとします。以後、1年毎に自動更新となります。

第10条（課金の開始）

1. 本サービスの料金は、第6条（申込等）第2項に基づく利用契約成立日から起算して翌月1日から課金が開始されるものとします。
2. 本サービスの利用のために必要な登録・設定等は、第6条（対象端末の登録、設定等）に従い会員の費用と責任において行うものとします。万一、これらの登録・設定等が完了していなかったとしても、本サービスの課金は前項に基づき開始されるものとします。

第11条（ライセンス数等）

1. 本サービスは、1ライセンスあたり対象端末1台のみの利用とします。
2. 企業専用番号オプションサービスは、1契約につき、1番号まで発行が可能です。
3. 第6条（申込等）に基づく1つの利用契約における最低ライセンス数（以下「最低ライセンス数」といいます。）は、当社が別途定める方法により会員に提示します。ただし、リセラーが別途最低ライセンス数を設定する場合があります。
4. 会員がライセンス数の減数を希望する場合（ただし、最低ライセンス数を下回ることにはできません。）、当社が別途定める方法により手続きを行います。ただし、当該減数によるライセンス数の変更は契約期間（1ヶ月単位または1年単位）の更新時に変更されるものとし、契約期間の途中に変更することはできません。
5. 会員は、契約期間の途中であっても、当社が別途定める方法で手続きを行うことによりライセンス数を追加することが出来ます。追加されたライセンスは、当該手続きが完了した時点（以下「追加手続完了日」といいます。）で利用することができます。追加されたライセンスの利用期間は、当該契約期間の終了日までとします。契約期間の途中で追加されたライセンスは、追加手続完了日が属する月の翌月1日から料金が発生します。日割りの課金は行いません。ただし、追加手続完了日が属する月内での減数はできません。

例)

■契約期間が1ヶ月単位の場合：

契約期間が4/1から4/30までの1ヶ月単位の場合で、4/15にライセンスを追加した場合、追加したライセンスは4/30まで利用することができます。この場合の追加されたライセンスは、5/1から5/料金が発生します。

■契約期間が1年単位の場合：

契約期間が1/1から12/31までの1年単位の場合で、6/15にライセンスを追加した場合、追

加したライセンスは12/31まで利用することができます。この場合の追加されたライセンスは、7/1から12/31までの料金が発生します。

6. 会員が実際に本サービスの対象端末として登録している対象端末の台数が、第6条（申込等に基づき利用契約が成立しているライセンス数を上回る場合、当該上回るライセンスは利用開始日の翌月1日に遡って課金されます。会員は、リセラーの請求に基づき、当該上回るライセンスの料金を支払うものとしします。

第12条（料金）

会員は、以下に定める本サービスの料金の合計額を、別途リセラーが定める料金および支払方法に従い、リセラーに対し支払うものとしします。

- ①基本使用料
- ②ライセンス数に応じた本サービス使用料
- ③企業専用番号オプションサービス使用料

第13条（サポート等）

当社は、当社が別途定める条件および方法に従い、本サービスにおけるサポートを会員に対し提供いたします。

第3章 会員の責務等

第14条（サービス利用環境の維持等）

1. 会員は、本サービスが利用できないパーソナルコンピューター環境、ブロードバンド環境もしくは本サービスと同時に利用できないソフトウェア等が存在することをあらかじめ了承するものとしします。
2. 会員は、対象端末、パーソナルコンピューターその他本サービスを利用するために必要な機器、設備および通信回線等を自己の費用と責任をもって管理し、また本サービスを利用するために必要な携帯電話回線サービスやブロードバンドサービスの利用を継続する等、本サービスを利用するために必要な利用環境を自己の費用と責任をもって維持するものとしします。
3. 前項に定める利用環境が維持されなかったために本サービスが利用できない場合であっても、当社は一切責めを負わないものとしします。
4. 会員は、対象端末、管理者サイトを利用するパーソナルコンピューター等を他人に無断で使用されないよう、会員自身の責任においてこれらを管理するものとしします。

第15条（IDおよびパスワードの管理）

1. 会員は、第7条（ID等の発行）により会員に発行されたID・パスワードを管理する責任を負います。
2. 本サービスを利用できるのは、ID等が付与された会員に限られるものとし、ID等を第三者に使用させること、または第三者と共有することはできません。また、ID等の譲渡、名義変更、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
3. 会員は、IDおよびパスワードを忘れた場合や第三者に知られた場合には、すみやかに当社に届け出るものとします。
4. 前項の届出の有無にかかわらず、ID等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任は、会員が負うものとし、第三者が会員のID等を使用した場合の責任は、すべて当該ID等を保有する会員の責任とみなされるものとします。

第16条（会員の義務）

1. 会員は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本サービスを自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用すること
 - (2) 本サービスを第三者に再許諾し、または使用させること
 - (3) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (4) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為
 - (5) 本サービスを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
 - (6) ID等を不正に使用し、または第三者に使用させること
 - (7) 本規約に反する行為
 - (8) その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為
2. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一会員が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、会員は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の会員や第三者から責任を追求された場合は、会員はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責します。

第17条（自己責任の原則）

1. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し第三者に対して損害を与えたものとして、当社に対して当該会員または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、会員は、自らの費

用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

2. 当社が別途指定したもの以外の機器、方法を用いて本サービスを利用した場合に生じた不具合または損害について、当社は一切の責任を負わないものとし、会員が自らの責任でこれを処理するものとします。
3. 本サービスを対象端末に設定したことにより生じたハードウェアもしくはソフトウェアの不具合および損害について、当社は一切の責任を負いません。

第4章 保証・責任の制限

第18条（保証・責任の制限）

1. 本サービスは対象端末のデータ消去、回線停止が確実に実行されることを保証するものではありません。端末紛失時には併せて警察への紛失物届けを提出されることを推奨いたします。その他当社は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性、会員の特定目的の適合性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. 会員の誤操作による場合を含み、いかなる場合も、本サービスにより対象端末のデータが消去された場合は、当該データの復旧・修復等について当社は一切の責任を負いません。データのバックアップは、会員の責任において行うものとします。
3. 対象端末または対象端末を利用するための携帯電話回線上的の問題（対象端末の電源が入っていない場合や、対象端末が電波の届かない場所にある場合、またはWiFi ネットワークに参加できていない場合、等）、通信会社の仕様変更および対象端末OS、ファームウェア等の仕様変更により、本サービスが利用できない場合があります。この場合、当社はいかなる責任も負いません。
4. 本サービスの利用のために必要な登録・設定（第8条（対象端末の登録、設定等）に基づく登録・設定等を含みますが、これに限りません。）は会員が自己の責任および費用で行うものとし、その完全性や正確性等につき、当社は責任を負わないものとします。
5. 本サービスを利用するにあたり会員が使用する端末等の設備、ネットワーク環境その他本サービスを利用するために必要な設備および環境等の維持は会員が自己の責任および費用で行うものとし、当該設備または環境等の不備に起因して生じた一切の損害につき、当社は責任を負わないものとします。
6. 会員は、本規約および購入契約に従い、本サービスを自己の判断と責任で利用するものとします。本サービスの利用により会員その他の第三者に発生したいかなる損害についても、当社は責任を負いません。

7. 本規約に基づき当社が免責される場合を除き、当社の責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合には、会員が当該損害の生じる直前に利用した本サービスの料金の3ヶ月間分に相当する金額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償いたします(すなわち逸失利益、結果損害その他の間接損害は、一切賠償の対象とはなりません)。
8. 本サービスを提供する機器の故障、トラブル、停電、通信回線の異常ならびにシステム障害等の当社の予想を超えた不可抗力により会員情報その他会員に関するデータが消失等することがあります。当社は、かかる事態の発生により会員情報その他会員に関するデータが消失、紛失、遅延等した場合、これにより発生した損害につき一切責任を負わないものとしします。
9. 会員が、第16条(会員の義務)に定める禁止事項に違反することにより発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとしします。

第5章 本サービスの中止・変更等

第19条(本サービスの中止・停止・廃止等)

1. 当社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、会員に事前に通知を行うことにより、または緊急を要するときは通知を行うことなく、本サービスの全部または一部を中止または停止できるものとしします。
 - (1) 本サービスを提供するために必要な設備またはシステム等の保守・点検・更新を定期的または緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力または第三者による妨害等その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり本サービスの提供が困難な場合
 - (3) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - (4) その他、本サービスの運用上あるいは技術上の理由により、本サービスの中止または停止が必要ないし適切と当社が判断した場合
2. 当社は、本サービスの全部または一部の廃止については、本サービスの廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとしします。本サービスの廃止日については本サービス廃止の60日前までに当社の定める方法によりお客様に通知することとします。
3. 前項に従い、当社が本サービスの中止または停止、廃止を行った場合、当社は会員その他の第三者に対して、いかなる責任も負わないものとしします。

第20条(本サービスの変更等)

1. 当社は、自らの判断により会員に予め通知することなく、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとしします。

2. 当社は、当社所定の方法により会員に対して通知することにより、本サービスの全部または一部を終了させることができるものとします。かかる終了について、当社は会員その他の第三者に対して、いかなる責任も負わないものとします。

第6章 利用の終了

第21条（会員による解約）

1. 会員は、当社が別途定める手続きに従い、利用契約の解約を行うことができるものとします。
2. 前項に基づく解約は、前項による解約の手続きが完了後、第9条（契約期間）に基づく契約期間満了日をもって効力が生じるものとします。

第22条（当社による解除）

当社は、以下の場合、会員に何らの催告をすることなく利用契約を即時解除できるものとします。当社は、かかる解除について一切の責任を負わないものとします。

- (1) 会員が本規約に反する行為をした場合
- (2) 本サービスの前提となるソフトウェアの権利者と当社との間における使用許諾契約が終了した場合
- (3) その他当社が当該会員による本サービス利用の継続が不相当と判断する場合

第23条（利用終了後の措置）

1. 会員は、本サービスの利用を終了した場合には、ID等を破棄するものとし、以後一切利用してはならないものとします。
2. 会員は、当社が要求する場合、前項に定める破棄等の完了を証明する文書を遅滞なく当社に提出するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用が終了した後は、会員に対しサポートの提供等の一切の責任を負わないものとします。

第7章 雑則

第24条（通知・連絡等）

1. 当社は、電子メール送信、当社ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、会員に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとします。
2. 前項の通知・連絡等を電子メールにより行う場合は、会員の電子メールサーバーに、当社から発信した電子メールが到達した時点をもってこれが会員に到達したものとします。
3. 第1項の通知・連絡等を当社ホームページへの掲載により行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから24時間を経過したときに、これが会員に到達したものとします。

第 25 条（第三者への委託）

当社は、利用契約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第 26 条（権利の譲渡等）

1. 会員は、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
2. 当社は、利用契約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員は、あらかじめこれに異議なく承諾するものとします。

第 27 条（著作権等の帰属）

会員は、本サービスに関して当社が会員に提供する情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同様）に関する著作権、特許権、商標権、意匠、ノウハウ等の知的財産権およびその他一切の権利が、当社または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。

初回規定日 2012 年 6 月 26 日